

高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

防災行動計画検討部会設置要綱（改定案）

（目的）

第1条 この要綱は、台風等による風水害に備えたタイムライン（防災行動計画）を検討することを目的として設置する「高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 防災行動計画検討部会」（以下「防災行動計画検討部会」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 防災行動計画検討部会は、次の事項について所掌する。

- 2 防災行動計画検討部会の構成機関を対象とした高梁川水系において台風による高潮、洪水による内水・外水・土砂災害等の風水害に備えたタイムラインの検討を行う。
- 3 防災行動計画検討部会で協議した結果については、協議会へ報告する。
- 4 その他必要な事項。

（組織構成）

第3条 防災行動計画検討部会の組織構成は、以下のとおりとする。

- 2 防災行動計画検討部会は、別紙に掲げる構成機関をもって構成する。
- 3 防災行動計画検討部会は、第1項によるもののほか、必要に応じて構成機関以外のものの出席を要請し、意見を聞くことができる。
- 4 防災行動計画検討部会には座長を置くものとする。
- 5 座長は、会務を総括し、防災行動計画検討部会を代表する。

（会議の招集等）

第4条 防災行動計画検討部会は、座長の招集により会議を開催する。座長は、必要に応じて組織以外の機関等の出席を求め、意見を聞くことができる。

（会議の公開）

第5条 防災行動計画検討部会は、原則公開とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

- 2 会議における議事要旨は、会議後、事務局が作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所ホームページにて公開するものとする。

（事務局）

第6条 防災行動計画検討部会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、中国地方整備局岡山河川事務所に置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、防災行動計画検討部会の運営に関し必要な事項について
は、防災行動計画検討部会で定めるものとする。

(附則) 本規約は、平成30年12月27日から施行する。

改正 令和 2年 3月 2日（事務局追加）

改正 令和 6年 3月 ●日（構成機関、事務局変更）

高梁川水系大規模氾濫時の減災対策防災行動計画検討部会

高梁川水害タイムライン検討会（改正案）

(構成機関) 倉敷市
笠岡市
井原市
総社市
高梁市
新見市
浅口市
早島町
矢掛町
(一社) 岡山県 LP ガス協会
岡山ガス(株)
西日本電信電話(株) 岡山支店
西日本旅客鉄道(株) 岡山支社
井原鉄道(株)
水島臨海鉄道(株)
(公社) 岡山県バス協会
日本放送協会 岡山放送局
西日本放送(株)
(株)瀬戸内海放送
RSK 山陽放送(株)
テレビせとうち(株)
岡山放送(株)
笠岡放送(株)
井原放送(株)
矢掛放送(株)
(株)倉敷ケーブルテレビ
(株)吉備ケーブルテレビ
玉島テレビ放送(株)
岡山エフエム放送(株)
(株)エフエムくらしき
陸上自衛隊日本原駐屯地
NPO 法人まちづくり推進機構岡山
高梁川用水土地改良区
中国電力(株)岡山支社
岡山県 危機管理課
岡山県土木部 防災砂防課
岡山県土木部 河川課

岡山県警察本部

農林水産省 中国四国農政局 中国土地改良調査管理事務

所 小阪部川支所

気象庁 岡山地方気象台

国土交通省 中国地方整備局 岡山国道事務所

国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所

~~国土交通省 中国地方整備局 高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所~~

(座長)

岡山大学大学院環境生命科学研究科 教授 西山 哲

(アドバイザー)

岡山大学大学院環境生命科学研究科 教授 前野 詩朗

(オブザーバー)

広島県

里庄町

(事務局)

岡山県 危機管理課

岡山県土木部 防災砂防課

岡山県土木部 河川課

国土交通省 中国地方整備局 岡山国道事務所

国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所

~~国土交通省 中国地方整備局 高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所~~

※ 敬称略